

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和5年7月31日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市中京区壬生東高田町1-2		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 地方独立行政法人京都市立病院機構 理事長 黒田啓史			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	283 台	2	0 台	285 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	89 台	0 台	0 台	89 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	19.7	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	所有している第一種特定製品のリスト（製造者、設置年、冷媒の詳細等）を作成している。定期的に異常な運転音や振動等がないことを確認し、書類に記録・保管している。			
	廃棄時	第一種特定製品内の冷媒用代替フロンが漏えいしないように冷媒フロン取扱技術者の資格を有している業者に依頼し、確実に機器内部の冷媒用代替フロンが回収できたことを確認した後、機器を撤去している。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	使用している冷媒の種類や充填量を明記した第一種特定製品のリストを作成している。定期的に異常な運転音や振動等がないことを確認し、書類に記録・保管している。			
	廃棄時	冷媒フロン取扱技術者による回収後、破壊証明書を受領することで適切に冷媒用代替フロンが処理されたことを確認している。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	第一種特定製品を更新する際は、地球温暖化係数がより低い代替フロンを使用した機器も候補に入れて検討する。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。